

「愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案

＜条例制定の経緯＞

- 愛知県では、これまで、2001年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」を目指して、全庁を挙げて、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。
- しかしながら、今もなお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、インターネット上の人権侵害など様々な人権問題が存在し、加えて、最近では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチの問題や、性的指向や性自認に関わる人権問題などもクローズアップされています。また、2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、さらに、国会で性的少数者への理解増進のための法律の整備に向けて調整が進められるなど、人権尊重の機運が一段と高まっています。
- 一方、近年、インターネットの利用者が急速に増加する中、発信者の匿名性、情報発信の簡易性といった特性を悪用した個人に対する誹謗中傷、差別を助長する表現、有害な情報の掲載、個人情報流出など、人権に関わる問題が数多く発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷等が社会問題化しています。
- このような状況の中、愛知県は、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定され、これを受けて策定した「愛知県SDGs未来都市計画」において、男女問わず、若者から高齢者まで、さらには、障害の有無や国籍にかかわらず、多様性を認め合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現を目指しています。また、2026年に愛知・名古屋で開催される「第20回アジア競技大会」の開催を契機に、本県として取り組むべき地域活性化の方向性を示すものとして策定した「アジア競技大会を活用した地域活性化ビジョン」において、あらゆる多様性を尊重し、みんなが認め合い、支え合う社会の実現を図る「共生社会の推進」を基本施策の一つに掲げて、その実現を目指しています。
- こうしたことから、愛知県では、今もなお存在する部落差別や障害を理由とする差別などの様々な人権問題や、ヘイトスピーチ、性的少数者、インターネットによる人権侵害といった新たな人権問題に対応するため、人権尊重の理念を県民の皆様と共有し、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない社会づくりを一層進める必要があると考え、包括的な人権条例を制定するものです。

＜骨子案＞

番号	項目	内容
1	前文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県は、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまで「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を総合的に推進してきた。 ○ しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに、インターネットの発達や、地域社会及び経済社会構造の変化によって、人権に関する課題が複雑化、多様化している。 ○ こうしたあらゆる差別の解消と人権に関する課題の解決のため、人権尊重の理念の普及をより一層推進し、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会を実現していくことが求められている。 ○ そこで、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う、誰一人取り残されることのない全ての人の人権が尊重される社会づくりを目指していくことを宣言する。
2	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会を実現する。
3	県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、人権尊重の社会づくりのため、人権施策を総合的に策定し、実施する。 ○ 人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と必要な連携に努める。

4	県民の責務	○ 県民は、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに自ら積極的に取り組むように努めるとともに、県が実施する施策に協力するように努める。
5	事業者の責務	○ 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに自ら積極的に取り組むように努めるとともに、県が実施する施策に協力するように努める。
6	基本計画	○ 知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画を定める。 ○ 基本計画の策定及び変更に当たっては、愛知県人権施策推進審議会（仮称）の意見を聴く。
7	人権に関する相談	○ 県は、人権に関する相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行う。
8	愛知県人権施策推進審議会（仮称）	○ 人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（仮称）を置く。
9	インターネット上の誹謗中傷等の未然防止と被害者支援に向けた取組	○ 県は、表現の自由に配慮しつつ、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するためのインターネットの適正な利用の推進に資する啓発等の施策及びインターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るための施策を実施する。
10	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組	○ 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条<※>に規定するものをいう。）の解消に向けて、その必要性の理解増進に資する啓発等を実施する。 ○ 知事は、県が設置する公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設の利用許可等の基準その他必要な事項を定める。 ○ 知事は、公共の場所（県の区域内の道路、公園、広場等）において、不当な差別的言動が行われた場合、愛知県人権施策推進審議会（仮称）の意見を聴いた上で、不当な差別的言動を抑止するため、その概要の公表を行う。 ○ 施策の実施にあたっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意する。
11	部落差別のない社会づくりに向けた取組	○ 県は、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別問題の正しい理解を促進するため、地域の実情に応じた啓発等の施策を実施する。
12	性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組	○ 県は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に資する啓発等の施策を実施する。 ○ 県は、県が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努める。

<※>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）（抜粋）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。